

業務指示書

フィリピン国ミンダナオ紛争影響地域におけるコミュニティ開発計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年1月16日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 山上 啓介 Yamagami.Keisuke@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年1月22日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません

() 認めます

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなりません

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなりません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路分野に係るO/D、B/D、D/D、S/V

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任/道路計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（フィリピン及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 道路設計I/埋設物・排水計画】

- 1) 類似業務の経験：埋設物・排水計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（フィリピン 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 道路設計II/橋梁・構造物計画】

- 1) 類似業務の経験：橋梁・構造物計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（評価せず）
- 3) 語学力（語学評価せず）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年1月27日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
 - ・自然条件調査
 - ・環境社会配慮

- (○) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(PHP1 = 2.340 円, US\$1 = 102.19 円, EUR1 = 138.88 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) プレゼンテーションは実施しません。
- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期: ~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にてテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/道路計画
道路設計I/埋設物・排水計画
道路設計II/橋梁・構造物計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

10.30 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年2月6日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(7)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(4)契約交渉

(7)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(7)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(4)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(7)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(4)契約交渉

(7)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(7)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

フィリピン国ミンダナオ紛争影響地域におけるコミュニティ開発計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/道路計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 道路設計I/埋設物・排水計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 道路設計II/橋梁・構造物計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

ミンダナオ島はフィリピンの南部に位置する面積 10.2 万平方キロ、人口約 2,160 万人（2007 年統計）の島である。南西部・中部ミンダナオ地域では、40 年以上に及ぶ紛争の影響でフィリピン国内でも貧困率が高い地域となっており（全国平均の 26.5% に対し、ミンダナオ紛争影響地域を含む第 10～13 地域では 31.3%～47.8%（2009 年統計））、学校・保健所等の基礎的社会サービスの著しい不足やインフラの老朽化などの課題を抱えている。当該地域では、1990 年ムスリム・ミンダナオ自治区（ARMM）が発足し、1996 年ミンダナオ島におけるムスリム反政府グループの主たる勢力であったモロ民族解放戦線（MNLF）とフィリピン政府の間で和平合意が締結された。その後も、MNLF から分離したモロ・イスラム解放戦線（Moro Islamic Liberation Front：MILF）とフィリピン国政府との間で武力衝突が繰り返されていたが、2001 年に政府と MILF との間で「トリポリ協定」が締結された。同合意では、紛争影響地域の復興・開発・人道活動を担う組織として、MILF のもとでバンサモロ開発庁（Bangsamoro Development Agency：BDA）が設立されている。

2012 年 10 月、政府・MILF 双方の和平交渉団によりミンダナオ和平に関する「枠組み合意」が署名された。枠組み合意では、2013 年から 3 年間の移行期間中に、移行委員会（Bangsamoro Transition Commission：BTC）が設置され、2015 年からの暫定統治機構による自治を経て、2016 年に新自治政府が設立されることとなっている。これらの移行プロセスが、住民や地元関係者の理解と支持のもと進展し、紛争影響地域に平和が定着していくためには、将来の統治組織の体制構築と行政の担い手の人材育成が喫緊の課題であるとともに、地域住民が生活改善を実感できる機会が提供されていくことが重要となっている。

「ミンダナオ紛争影響地域コミュニティ開発計画」（以下、「本事業」）は、紛争影響地域において 2007 年から 2009 年に実施された「ミンダナオ紛争影響地域社会経済復興支援調査」の後継案件として 2008 年 12 月に要請があげられ、2009 年に同案件にかかる協力準備調査が実施された。当初は、インフラ、給水施設、学校、農村から市場へのアクセス道路（Farm to Market Road、以下「FMR」）等を含む複数コンポーネントからなる事業として要請されていたが、その後の和平プロセスの過程でコミュニティ開発から地域開発の観点での実施が求められるようになった。当該地域の開発においては農業開発の重要性が指摘されているが、交通アクセスが大きな課題となっている。本事業では、特に整備が遅れている農村から幹線道路をつなぐ FMR（農道レベル）の整備・改修をコンポーネントとすることになった。これらの背景をふまえ、本事業は FMR の整備を行うことにより対象農村から幹線道路までの車両の通年交通の確保を図り、もって農業開発の促進による対象地域住民の雇用創出と収入向上に寄与することを目的としたものとして実施することを 2013 年 4 月の協力準備調査Ⅰ（以下、「予備調査」）で確認済である。当該地域住民の雇用創出と住民の収入向上により、住民が「平和の配当」を実感することによって、紛争影響地域において紛争が再発しない環境を整備していくことも期待されている。

また、新自治政府設立に向けた移行プロセスにおいて、今後、BDA を中心とした暫定自治政府及び新自治政府が新自治地域の開発を担うことが想定されている。このため、BDA は地域開発策定・調整に係る能力を向上していくことが求められており、本事業においても、BDA を協力機関とし、我が国無償資金協力の調査及び実施段階において関与させることが求められている。

フィリピン政府は「中期開発計画」（2011 年～2016 年）において、和平交渉を通じた政

治的合意と、紛争の原因改善への取り組みを掲げており、和平プロセス担当大統領顧問室 (Office of the Presidential Adviser on the Peace Process: OPAPP) により紛争影響地域の復興と開発フレームワーク「PAMANA」が策定されている。右枠組みは紛争影響地域の住民への基礎的行政サービスを改善することにより、地域の貧困削減を図るとともに行政への信頼感を醸成し、コミュニティ内の社会統合を促進することを目指している。また、2013年2月には生計・教育・保健の改善を通じた MILF コミュニティの社会経済開発を目的としたバンサモロ支援プロジェクトである「Sajahatra Bangsamoro」(バンサモロの平和)がフィリピン政府及び MILF により開始されている。本事業は右開発政策に位置付けられる。また、我が国対フィリピン国別援助方針では「ミンダナオにおける平和と開発」として定められており、本事業は当該方針に沿うものである。

本協力準備調査では、上述の背景を踏まえつつ、要請案件の必要性・妥当性を詳細に検討し、紛争予防・平和構築無償案件(調達代理型)として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

2. プロジェクトの概要

(1) 上位目標

対象地域における農業開発の促進により、対象地域住民の雇用及び収入の状況が向上する。

(2) プロジェクト目標

対象区間における幹線道路までの車両の通年交通が確保される。

(3) 期待される成果

対象区間において、農村から市場へのアクセス道路(農道レベルの FMR)が整備・改修される。

(4) プロジェクト内容

対象地域：フィリピン共和国 ミンダナオ島西部 3 町。

- 1) 北部地域南ラナオ州ブンbaran (Bumbaran) における FMR (農道レベル) (亘長約 5km) の整備・改修 (橋梁 1 カ所 (橋長：約 15m)、カルバート及び排水溝などの附帯工の改修を含む)
- 2) 中部地域コタバト州アラマダ (Alamada) における FMR (農道レベル) (亘長約 5-10km、詳細距離は未定) の整備・改修 (カルバート及び排水溝などの附帯工の改修を含む)
- 3) 南部地域マギンダナオ州ダトゥ・パグラス (Datu Paglas) における FMR (農道レベル) (亘長約 10km) の整備・改修 (橋梁 2 カ所 (橋長：約 10m)、カルバート及び排水溝などの附帯工の改修を含む)

尚、上記 3 つの FMR (農道レベル) に加え、主要なフィーダ一道路 (バランガイ道路等) の改修も必要に応じて行うことを想定している。

(5) 関係官庁・機関

- 1) 実施機関：農業省 (Department of Agriculture、以下「DA」)
- 2) 協力機関：地方公共団体 (対象町)、バンサモロ開発庁 (Bangsamoro Development Agency : BDA)
- 3) 関係機関：和平プロセス担当大統領顧問 (Office of the Presidential Adviser on the Peace Process: OPAPP)、ARMM (ムスリム・ミンダナオ自治地域) 政府

(6) 本事業に関連する我が国及び他ドナー等の主な援助活動

1) 我が国の主な援助内容

- ・ 2003年 「ARMM 平和・開発社会基金事業」(世界銀行との協調融資)(終了)
- ・ 2007年 「ミンダナオ紛争影響地域社会経済復興支援調査」(SERD-CAAM)(終了)
- ・ 2008年 「ムスリム・ミンダナオ自治区インフラ(道路網)開発調査」(終了)
- ・ 2010年 「ARMM 地場産業振興調査」(終了)
- ・ 2010年 「ミンダナオの平和と開発のための地形図作成プロジェクト」(終了)
- ・ 2012年 「ミンダナオ紛争影響地域コミュニティ開発のための能力向上支援プロジェクト」(CD-CAAM)(実施中)
- ・ 2013年 「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」(実施中)

2) 他ドナー等の援助活動

- ・ 世界銀行
 - 2006年 「ミンダナオ信託基金」(Mindanao Trust Fund : MTF)
 - 2003年 「ARMM 平和・開発社会基金事業」
- ・ 国連開発計画・世界銀行
 - 2013年 「Facility for Advisory Support for Transition Capacities」(FASTRAC)

3. 業務の目的

紛争予防・平和構築無償の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項等を提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本調査は、フィリピン国から要請のあった「ミンダナオ紛争影響地域コミュニティ開発計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成する。現地調査開始時において、当機構がフィリピン国側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 事業のコンセプト

- 1) FMR 整備による地域開発促進効果が本事業の対象区間・町以外へも展開されることを期待しているため、本事業が FMR の整備を通じた地域開発のグッドプラクティスとなるよう計画を行う。
- 2) 新自治政府設立までの移行プロセスの期間において、経済的ポテンシャルのある地域の FMR 整備・改修事業を通じて、住民の収入向上と雇用創出の促進を行うことにより、住民が平和の配当を実感し、紛争影響地域において紛争が再発しない環境を整備していくものである。

(2) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査、③入札図書作成参考資料(案)を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の計3回の渡航を予定している。それぞれの現地調査に際しては、当機構等から調査団員を参加させることを想定している。詳細は、第3「4. 当機構等からの参加団員の構成と現地調査行程(案)」を参照。

(3) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として妥当な計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で十分当機構と協議することに留意する。なお、日本側関係者が出席する下記会議において計画内容を確認することとする。

1) 第一回現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を帰国後10日以内に取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

2) 第二回現地調査(報告書案説明調査)派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

(4) 協力機関について

「1. プロジェクトの背景」に記載のとおり、移行プロセスにおいて、BDA は将来設立される自治政府の開発計画部局になることが想定されている。BDA はこれまで、当機構による SERD-CAAM、CD-CAAM、世界銀行による MTF 等の事業を通じて、コミュニティ開発の能力強化に努めており、本事業における計画・実施においても BDA を関与させる必要がある。なお、関与のタイミングについては、当機構と十分協議した上で決定することとする。

(5) 設計・積算にかかる参照マニュアル

本業務においては、現地の入札制度に沿えるよう、現地の基準等も確認し、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」(補完編を含む)を参照し、数量積算契約方式等に対応できるよう設計・積算を行う。同マニュアルは、設計、積算を行う上での、留意すべき共通事項、代表的セクターの留意事項について記載

した内容となっているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計および積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

(6) 調達代理機関への情報提供

紛争予防・平和構築無償の実施段階では調達代理機関方式が活用される。実施段階における調達代理機関と調達代理機関が備上するコンサルタント等との間の業務・責任の分担を明らかにし、先方関係機関と協議・合意する。調達代理機関に対しては、本調査の設計・積算・施工に係る考え方を説明し、必要に応じてデータの詳細を提供する。

(7) 環境社会配慮に関する事項

2013年4月に実施した予備調査において、現地踏査を実施した2町については、大規模な非自発的住民移転や希少種棲息地域内の施工等、環境社会配慮上重大な影響を与える要因はないことを聞き取り調査等で確認している。また、協力機関であるBDAが推薦する地域のサイトについても、環境社会配慮上重大な影響を与える要因がある場合には協力対象から除外する想定であるため、環境カテゴリは「B」となることが想定される。コンサルタントは、JICA環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）に基づき、各サイトにおいて必要な調査及び手続きを実施またはフィリピン側による実施を支援すること。

(8) 安全対策

工事中の安全対策については十分留意した施工計画となるよう留意すること。

(9) 設計・施工計画の策定

舗装構造及び排水計画については、サイトの気象条件、勾配、重車両の運行状況を勘案し、必要な性能および耐久性が確保されるよう設計する。周辺道路には十分な排水施設が備わっていない箇所もあるので、計画に当たっては排水の重要性に関する先方理解を得たうえで、維持管理の容易さも考慮して計画を策定する。その際、現地の事情を考慮した地域住民による維持管理（Community Based Maintenance: CBM）についても検討すること。また、上記調達代理型の特性及びローカル業者の施工能力及び雨季の影響を十分考慮した施工計画を検討すること。

(10) 案件名の変更

本事業の案件名「ミンダナオ紛争影響地域コミュニティ開発」については、2008年要請当時の事業コンセプトに基づいた名称となっているため、その後の経緯を踏まえた適切な名称に変更する予定である。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。なお、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な分担がある場合、プロポーザルに含めて提案するこ

と。

(1) インセプションレポートの作成

関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握し、調査全体の方針・方法、現地調査計画を検討する。また、本事業に関連する我が国及び他ドナー等の援助活動をはじめとした当該地域における道路整備・改修について情報収集、整理する。上記を踏まえて、インセプションレポート、及び質問票を作成する。

(2) インセプションレポートの説明・協議

当機構が派遣する調査団員と協力し、インセプションレポート（我が国無償資金協力制度、調査方針、調査計画、留意事項、双方の役割分担など）を相手国政府関係者に説明し、内容につき協議・確認を行う。

(3) プロジェクトの背景、目的、内容の確認

要請の背景を明らかにするため、フィリピン国家開発計画、及びフィリピン国道路セクターの開発計画における本事業の位置づけについて確認する。あわせて、先方との協議を通じ、その背景、目的、内容、先方実施体制（組織・人員体制、財政・予算、技術水準等）、また、要請されているコンポーネント（道路）、対象区間選定にかかるクライテリア及び対象区間の妥当性を確認する。

(4) 過去の類似案件及び他ドナー・機関の援助動向の確認

フィリピン国および当該地域における関連（道路セクター、FMR等）分野について、他ドナーによる援助実績・動向にかかる最新状況を確認するとともに、本事業との整合性を確認する。

(5) 実施体制、施工管理体制及び維持管理体制の確認

1) 実施体制

本事業ではDAを実施機関、地方自治体（対象町）、BDAを協力機関とすることを想定している。地方自治体は、本事業の実施にあたり、道路用地・道路建設時のヤードの確保（補償も含む）、CBMを含む維持管理予算の確保、必要に応じてCBMを実施するための地域住民の組織化への対応等を担うことが想定される。本調査の実施を通じて、DA、地方自治体の実施体制、維持管理にかかる負担事項等を十分に確認する。

2) 施工管理体制

本事業は調達代理方式による紛争予防・平和構築無償での実施を想定している。施工業者は対象FMRの仕様に鑑み、低コストにて調達可能な現地業者を選定することとし、施工監理は品質・工程管理の観点から概略設計調査を実施した本邦コンサルタントが実施することを想定している。対象区間は3町に点在することとなるため、適切な施工監理が行えるよう常駐監理者を配置し、必要に応じローカルコンサルタントの配置を検討し施工監理計画に反映させる。調達代理機関を活

用した施工監理については、関係機関とも十分協議した上で、経済的にも技術的にも適切な施工監理体制を提案すること。特にフィリピンにおける入札制度の一般事情（一般的な入札方法、入札図書、契約条件書、入札事前審査の方法等）について十分調査した上で、現地での調達手続きに際し、弁護士や調達アドバイザー（現地でそのような制度がある場合に限る）等からの支援の必要性の有無を検討すること。

3) 維持管理体制

対象 FMR にかかる、DA、地方自治体等の維持管理体制について役割分担、責任、負担事項を先方関係機関と十分に協議を行ったうえで計画立案を行う。

(6) 支援対象候補地域（町）、対象候補区間の確認

本事業のコンセプトを踏まえて、FMRの整備・改修による経済効果の発現（住民の収入向上、雇用創出の促進）を期待できるかどうかという点を対象町、対象区間選定の際の重要な基準として設定している。加えて、地方自治体（町）のガバナンスの状況（町長の地域開発・住民支援に対する姿勢、FMR整備・改修事業に係る用地確保、予算確保、維持管理等へのコミットメントの有無）、地域的バランス（紛争影響地域内の北部、中部、南部からそれぞれ1つの町を選定）、貧困度、治安、アクセス、道路整備・改修に係る技術的課題、社会開発の観点からの道路整備・改修によるインパクト等を対象町、対象区間の選定基準として設定することを先の予備調査で確認している。尚、対象区間の選定基準については、現地調査（第1次現地調査）前に当機構に協議することとする。

1) 対象地域

予備調査を踏まえて、ミンダナオ島南西部に位置する南ラナオ（Lanao Del Sur）州からブンバラン、マギンダナオ（Maguindanao）州からダトゥ・パグラスを支援対象町の候補とすることが確認された。加えて、BDAが推薦するコタバト州アラマダ（Alamada）が示され、これら3町を対象町の候補とすることについては、当機構、DA、BDA、OPAPPの間で協議済みである。本協力準備調査では、現地調査結果およびその後の経緯を踏まえ、対象町について、実施機関、協力機関等の関係者で最終確認を行う。

2) 対象候補区間

予備調査において、ブンバラン、ダトゥ・パグラスについては対象候補区間の現地踏査を実施済みである。一方、アラマダは、2013年10月に先方から候補サイトとして提示された対象候補町であり、現地踏査は未実施である。本協力準備調査では、当該3町の対象候補区間について、実施機関、協力機関の間で確認し、最終選定を行う必要がある。尚、対象区間選定の際には、他事業との重複がないよう留意すること。

(7) 対象道路における法令・基準・仕様の確認

予備調査時には対象道路はグラベル舗装もしくは簡易舗装（DBST）での実施が想定されていたが、予備調査実施後に実施機関となったDAからは、DAで実施するFMRについては、「コンクリート」仕様での実施とする必要がある旨言及されている。当該対象区間における道路の適切な仕様については、第1次現地調査時に法令・基準、及びサイト状況を確認

ののち技術的な提案を行うこととし、その後当機構、実施機関、及び協力機関を含め協議・決定される。

(8) 計画コンポーネントの優先順位の確認

本事業においては、FMRの整備・改修を行うこととしているが、主要なフィーダー道路については、本事業の目的への貢献度を十分に検討し、貢献度が非常に高いと判断されるものについては、その実施を排除するものではない。ただし、紛争予防・平和構築無償の実施段階にあたっては、E/N, G/A後の積算・入札結果により計画コンポーネントの一部を削除/追加する可能性もあるため、各コンポーネントの優先順位については、選定基準を元に、本事業の目的への貢献度について先方と確認しつつ調査を進める。尚、これらについては、先方と十分協議を行った上で第1次現地調査時に協議議事録で確認することとする。

(9) 現地施工業者の施工能力の確認

実施機関、協力機関、関係機関、及び公共道路事業省(DPWH)等より現地施工会社の能力に係る情報、リストを入手するとともに、推奨される業者(数社~十社程度)を確認する。加えて、推奨される業者に対して、ヒアリング及び施工実績、施工現場等を確認し、本事業実施に必要な施工能力が十分であるのかを確認する。

(10) サイト状況(自然条件など)調査

本調査にて行う設計、施工計画、積算について、必要な精度を確保するため、建設予定地において気象、地質、地盤等基本的情報を収集するとともに、自然条件調査を行う。尚、これらの調査については、現地再委託も可とする。

(ア) 道路状況(幅員、路面状況、整備状況等)を確認する。

(イ) 道路周辺状況(道路沿線の土地利用、人家の密集度、用地確保の有無、移転施設等)を確認する。

(ウ) 既存橋梁及びカルバート等の健全度評価を行い、整備・改修の必要性・緊急性を確認する。

(エ) 既存ユーティリティ(水道、電力、通信等)の敷設及びその他既存埋設物の状況を確認し、移設・撤去の必要性を確認する。

(オ) 資料の収集等により、自然条件(気象、地震、水理・水文等)を確認する。また、必要に応じて雨季の交通不能期間にかかる情報を収集する。

(カ) 地形、地質等の調査を実施し、施設計画・設計、施工計画に反映させる。

(キ) 交通量調査・将来交通量予測を実施する。

(ク) 工事中の交通切り回し方法の検討、及び工事用道路の設置に関する現況調査を行う。

(ケ) なお、上記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査がある場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

(11) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコン、入札制度の一般事情など）

- 1) フィリピン国内の施工業者の施工能力、技術力等について、関連案件等から調査、検討する。
- 2) 資機材、建設機械の調達先（現地調達、第三国調達、本邦調達）、調達方法、調達価格等の妥当性を調査する。輸送費を含む単価調査は、必要に応じ第三国調査を可とし、必要な場合、理由とともにプロポーザルに記すこと。また、資機材の輸送経路、荷揚げ港における通関手続き、輸送梱包費等を調査する。

(12) プロジェクト内容の計画策定（概略設計）

現地調査帰国後30日以内を目処に設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネント等の概略設計方針について関係者と協議を行う。なお、設計・積算ならびに機材仕様の策定に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（補完編を含む）（2009年3月）に従い、設計総括表、積算総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることをとする。最終的に確認された設計総括表、積算総括表は準備調査報告書に参考資料として添付することとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情（制度・基準）、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画（施設の基本的仕様）

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

① 事業計画の策定

無償資金協力の意義、範囲及び基本構想を整理し、事業計画を策定する。

② 施設計画

(ア) 関連計画・自然条件調査との整合性を十分図ったうえで具体的線形、架橋位置等を含む道路、橋梁の施設計画を定める。

(イ) 道路付帯施設について適当な数量・設置個所を検討する。

(ウ) 設計条件仕様等について、コスト・環境社会配慮・維持管理の容易性等の観点から検討を行い、概略事業費を算定のうえ、最適な施設整備内容を提案する。

(エ) 工事中の交通障害が最小限となるように設計、施工法、工事期間、または交通処理等を検討する。

(オ) 実施機関の人員配置計画、予算措置、道路及び橋梁維持管理に関する技術的能力、財務状況を調査し、適切な維持管理が行えることを確認する。

③ 概略設計図

④ 施工・調達計画（関連法規等）

下記（ア）～（オ）の項目を含むものとする。

（ア）施工方針

- (イ) 施工上の留意点
- (ウ) 施工区分（先方負担工事との区分）
- (エ) 施工管理計画
- (オ) 品質管理計画
- (カ) 資機材等調達計画
- (キ) 実施工程

尚、上記計画策定の際の留意点は以下の通り。

- ・労務状況、労務関連法規を確認し、施工計画に反映させる。
- ・資材ヤード・建設ヤード等の候補用地を調査し、利用条件を確認する。
- ・施工中における現況交通の切り回しは、最も影響が低減される方策を検討し施工計画に反映する。
- ・本事業の実施に必要な各種手続き（事業許認可等）及び具体的な工程等を確認する。
- ・乾季と雨季との道路・河川条件の差異・特徴を考慮し、施工計画を設定する。
- ・建設用重機等の運搬時ルートを距離、交通障害等から検討し、施工計画に反映させる。
- ・渋滞地域での安全確保のために必要な対策を検討し、施工計画に反映する。

⑤ ソフトコンポーネント計画

先方と協議の上、本事業の維持管理面での支援の必要性の有無を検討し、必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネント計画を作成する。

(13) 先方負担事項（公租公課の免税手続き等）の実施にかかる提言

- 1) 用地確保にあたりユーティリティの移設や住民への移転補償、作物補償等が生じる場合、先方実施能力の有無を確認したうえで、費用概算や所要期間を算出し、円滑な対応が出来るようフィリピン国側に対して助言を行う。
- 2) フィリピン国における租税制度を確認し、本事業における関税・国内税等の免税/還付方法を整理する。その上で、先方負担として必要な予算を算出し先方に通知する。
- 3) 先方負担事項実施にかかる関係省庁からの許認可の必要性/所要期間について確認を行い、先方に提案を行う。

(14) 本事業の維持管理計画の策定、維持管理費概算及び留意事項にかかる提言

本事業の効率的・効果的な維持管理計画及び維持管理費の概算を算出し、留意事項がある場合には提言を行う。

(15) 支援対象候補地域における社会経済調査

上位目標、プロジェクト目標、成果を含む本事業の効果測定に必要な指標のベースラインデータ取得等、対象地域における開発効果を測るために必要な情報収集を行う。プロポーザルでは調査方針及び調査内容を明記するとともに、調査に必要な経費及びローカルコンサルタントへの再委託に必要な経費を見積に含めること。

(16) 環境社会配慮事項の確認

1) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA 環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン(2010年4月)の環境チェックリスト案を作成する。

2) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

(ア) ベースとなる社会環境の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認

(イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

- ・環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
- ・JICA 環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
- ・関係機関の役割

(ウ) スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施

(エ) 影響の予測

(オ) 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討

(カ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討

(キ) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成

(ク) 予算、財源、実施体制の明確化

(ケ) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

なお上記については現地再委託とする場合にはプロポーザルにて提案を行うこと。

(17) プロジェクトの概略事業費の積算

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理事業費を積算する。積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(施行版)」を参照して積算総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認をとることとする。尚、帰国報告会及び設計・積算方針会議での議論も踏まえて、必要な解析・検討を行い、準備調査報告書(案)及び概略事業費積算内訳書を作成することに留意する。国内解析の結果は、準備調査報告書(案)の相手国政府への説明・協議を経て、最終的に要約版を含む準備調査報告書として取りまとめる。

1) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償報告書ガイドライン」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

2) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナーやNGO等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書と同時に提出する。

(ア) 実施時期

(イ) 橋梁、取付け道路等の仕様

(ウ) 事業費（総事業費及び内訳）

(エ) 入札方法（PQ基準、国際入札/国内入札等）

(オ) 契約条件（総価方式/BQ方式、支払い条件（履行保証の有無等）等）

(カ) 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

(18) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(19) プロジェクトの評価

本事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、プロジェクト完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。尚、有効性①②の指標案については、現地調査前に当機構と検討・協議を行い、現地調査等を通じて事業効果測定に必要な指標に係るベースラインデータの収集を行う。尚、評価を行う際には「新JICA事業評価ガイドライン」に加え、「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」を参照のうえ、紛争影響地域特有の視点をふまえること。

(20) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を取りまとめ、準備調査報告書（案）を作成する。報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン」（2011年3月改訂版）（以下、「無償報告書ガイドライン」）を参考とし、同ガイドラインと共通する箇所についてはそれに準じた内容とする。それ以外の箇所については、国内解析時に目次立てを検討すること。

(21) 準備調査報告書（案）の現地説明・協議

相手国政府関係者等に説明し、内容を協議し基本合意を得る（概略事業費のドラフトを含む）。特に、プロジェクト実施における運営・維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策については十分説明・協議する。

協議の結果、準備調査報告書（案）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

（２２）準備調査報告書等の作成

相手国政府への準備調査報告書（案）の説明・協議の結果を踏まえ、以下の成果品を作成する。なお、準備調査報告書、概要資料は、「無償報告書ガイドライン」に従った内容とする。

- （ア）概略事業費積算内訳書
- （イ）概要資料
- （ウ）準備調査報告書
- （エ）デジタル画像集

（２３）入札図書作成参考資料の作成

本体事業（無償資金協力）期間の短縮を目的として、本調査において入札図書作成参考資料を作成することとする。同資料の作成については、現地再委託にて実施することを認める。

入札図書作成参考資料は、以下の項目を含むことを想定するが、現地の調達事情に合わせ、適切な項目を確定する。入札図書作成参考資料の取りまとめにかかる、現地作業、国内作業の工程については、適切な工程をプロポーザルで提案することとする。

１）入札事前審査段階

現地で一般的に入札事前審査が行われており、入札事前審査を行うことが適当であると判断される場合、入札事前審査図書（案）を作成する。

２）入札段階

入札段階の参考資料として以下の種類の資料を作成する。

- （ア）入札招聘状（案）
- （イ）入札指示書（案）
- （ウ）入札状（案）
- （エ）契約書（案）
- （オ）契約条件書（案）

【施設建設】

- A) 技術仕様書（案）
- B) 詳細設計図面（案）
- C) 数量明細書（案）

【機材調達】

- A) 仕様書（案）

同参考資料の内容を先方に説明し、内容を協議・確認する。必要に応じて同参考資料の内容を修補し、完成品とする。

（２４）入札図書案の説明

入札図書案について、現地関係者に説明を行う。

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、5) から9) を成果品とする。

- 1) 業務計画書 : 和文 4 部
- 2) インセプション・レポート : 和文 10 部
: 英文 30 部
- 3) 現地調査結果概要 : 和文 10 部
- 4) 準備調査報告書(案) : 和文 10 部
: 英文 30 部
- 5) 概略事業費積算内訳書 : 和文 2 部
(※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。)
- 6) 概要資料 : 和文 1 部及び CD-R 1 枚
(※完成予想図を含む。)
- 7) 準備調査報告書
(※完成予想図を含む。) : 和文(製本版) 8 部及び CD-R 2 枚
: 英文(製本版) 15 部及び CD-R 5 枚
: 和文(簡易製本版) 2 部及び CD-R 1 枚
- 8) デジタル画像集 : CD-R 2 枚(デジタル画像40枚程度)
- 9) 入札図書作成参考資料 : 英文 3 部

注1) 業務計画書については、共通仕様書第6条(改訂版)に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) 入札図書作成参考資料については様式等を規定していないが、必要に応じて概略事業費積算内訳書についてはコミュニティ開発支援無償資金協力案件にかかる概略事業費積算ガイドライン(学校建設編)(試行版)を参照することとする。その他2)~4)、6)~8)については無償資金協力に係る報告書作成のためのガイドラインを参照することとする。

注3) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:簡易製本版)を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注6) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書、英文文書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

注7) デジタル画像集の収録内容については、全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの(既存施設及び周辺の状況、地形等)、②類似案件の状況(先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等)、③現地の生活状況、を収め、無償資金による事業が完了するタイミングでの施設建設・機材設置状況との対比を行うことを想定し、既存施設・機材あるいは建設予定地、

機材設置予定場所等の状況が明瞭となる写真を撮影する。なお、提出にあたっては、写真は jpg のファイル形式で CD-R に格納し、所定の様式により「デジタル画像記録表」と併せて提出する。写真撮影に係る留意点は、<http://www.jica.go.jp/announce/musho/info/consultant/16.pdf> を参照。

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画（案）

2014年2月中旬より国内事前準備を開始し、2014年2月下旬より現地調査を行う。2014年4月中旬より国内解析を実施、2014年6月下旬までに概略事業費積算を行い、積算審査を経て、2014年8月下旬には現地概要説明、2014年9月上旬までに概要資料（案）の作成、2014年9月下旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

調査実施スケジュール（全体）

項目	時期	H26	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H27
		年 2月											1月
事前準備		□											
現地調査		■	■	■									
国内解析				□	□	□							
概略事業費積算内訳書						△							
準備調査報告書（案）								△					
現地概要説明								■					
概要資料（案）								△					
準備調査報告書									△				
入札図書案説明													■
入札図書提出													△

2. 業務量目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量目途：

全体：約17M/M

(2) 業務従事者の構成

(a) 業務主任/道路計画（2号）

(b) 道路設計Ⅰ/埋設物・排水計画（3号）

(c) 道路設計Ⅱ/橋梁・構造物計画（3号）

(d) 自然条件調査

(e) 環境社会配慮

(f) 調達・施工計画/積算

(g) 社会経済調査/紛争予防配慮

- 1) 第1次現地調査：(a) (b) (c) (d) (e) (f) (g)
- 2) 第2次現地調査（概要説明/報告書案説明）：(a) (b)
- 3) 第3次現地調査（入札図書案説明）：(a) (b)

注) 業務従事者構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

3. 参考資料

(1) 配布資料

- ① Application form for Japan's Grant Aid for Community Empowerment
- ② 協力準備調査(予備調査)報告書(ドラフト)

(2) 閲覧資料

- ① JICA 環境ガイドライン(2010年4月)

<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/index.html>

- ② 環境社会配慮その他参考資料(環境チェックリスト、モニタリングフォーム等)

<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/ref/index.html>

- ③ 新 JICA 事業評価ガイドライン第1版

<http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html>

- ④ 無償資金協力に係るガイドライン等

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/

4. 当機構等からの参加団員の構成と現地調査工程(案)

(1) 現地調査(2014年2月下旬～3月上旬頃)

1) 団員構成

- ・ 総括(当機構)
- ・ 協力企画(当機構)

2) 上記団員の調査目的

コンサルタントによる現地調査結果を踏まえ、相手国関係機関との協議及び必要に応じて現地踏査を行い、本事業の協力計画案(対象区間、仕様等を含む)について先方と合意する。(約7日間)。

(2) 概略設計概要説明調査(2014年8月下旬頃)

1) 団員構成

- ・ 総括(当機構)
- ・ 協力企画(当機構)

2) 上記団員の調査目的

準備調査報告書(案)について、コンサルタントとともに相手国関係機関に説明・

協議を行い、双方の確認事項などに関するミニッツを取りまとめる（約7日間）。

(3) 入札図書案説明（2015年1月頃）

1) 団員構成

・総括（当機構）

2) 上記団員の調査目的

本事業が我が国無償資金協力事業として実施された場合の具体的手続きについて、相手国関係機関と協議する。

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することができる。

ア. 交通量調査

イ. 自然条件調査

ウ. 社会経済調査

エ. 環境社会配慮調査

オ. 入札図書参考資料作成

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

6. その他留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本事業の実施が我が国紛争予防・平和構築無償として実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントに現地コンサルタントを活用して施工監理を実施させることを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画を明確に記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2及び様式-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の当機構団員への同行

現地調査に際し、業務主任は当機構団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を検討する。

(3) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に

切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(4) 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

(5) 安全への配慮

1) 安全管理体制の構築

フィリピン国政府とMILFの和平交渉の状況及び国内の政治情勢を踏まえ、在「フィ」国日本大使館、当機構フィリピン事務所、IMT(国際停戦監視団)、GPH/MILF-CCCH(停戦調整委員会)、AFP(フィリピン国軍)、PNP(国家警察)等から適宜治安情報を収集・分析し、必要な安全管理体制を構築する。なお、調査団の安全管理については、現地調査、行動規則、緊急対応等を含めた安全管理マニュアルを策定する。なお、マニュアル策定に当たっては、当機構が定める安全対策措置を参照すること(以下抜粋)

- ① 活動に際しては、現地事情に精通したカウンターパート等を同行する。
- ② 車両による移動を基本とし、公共交通機関は利用しない。
- ③ 車両での移動では最高速度は80km程度とする。
- ④ 各都市間の移動は日の出～日の入までとする。
- ⑤ 各都市での滞在に際しては、原則22時から6時までの外出を禁止とする。
- ⑥ 各人の渡航期間は、必要最小限とし、連続滞在は最長でも概ね1カ月を目安とする。
- ⑦ 渡航者は携帯電話及び衛星携帯電話を所持し、事務所に電話番号を伝達し、常時に連絡が取れるようにする。
- ⑧ 指定された都市及びホテルのみ宿泊可能とする。
- ⑨ オフィスを設置する場合には、セキュリティ・コンサルタント(当機構フィリピン事務所契約)によるアセスメントを実施し、必要な安全対策を取る。

2) 安全対策経費

① 航空賃

路線の変更、他社便の利用、予約の変更などを含む緊急時の対応が可能な航空券の購入ができる。

② 一般管理費上限の増額

本案件は平和構築・復興支援を目的とした案件であるため、治安面で十分安定しているとはいえない地域において、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされる。このため、技術経費率を10%を上限として加算し、技術経費を計上することができるものとする。

3) 警護及び警備員傭上、プロジェクトオフィスに係る安全対策設備費等

治安情勢に応じて警護の帯同が義務付けられることから、警護の傭上に係る経費

を計上することができるものとする。

- ①通信機材の購入（衛星電話機材、使用料金など）
- ②各種保険契約（現金輸送、生命保険（ナショナルスタッフを含む））

（6）現地再委託に係る別見積について

以下ア）およびイ）の業務については、現時点での業務量が明確にできず、正確な見積りを行うことが困難であるため、見積価格を分けて提示すること。なお、算出根拠についても、概算で構わない。

- ア）自然条件調査
- イ）環境社会配慮調査

以 上